

第6編

大規模事故等災害対策編

目次

第1章	建築物及び文化財災害	309
第1節	公共施設災害予防対策	309
第2節	一般建築物災害予防対策	310
第3節	教育施設等災害予防対策	310
第4節	文化財災害予防対策	311
第2章	農業災害	313
第1節	農業災害予防計画	313
第2節	農業施設災害予防計画	313
第3節	農作物災害予防計画	314
第4節	災害予防に関する試験研究の推進	315
第5節	防災基盤の整備	315
第6節	防災営農体制の整備	315
第7節	農林水産業用施設等災害応急対策計画	316
第3章	火災災害	319
第1節	基本方針	319
第2節	消防力・消防設備の整備強化対策	319
第3節	火災予防対策	321
第4節	防火管理体制の強化対策	321
第5節	予防指導・査察計画	321
第6節	林野火災予防計画	322
第4章	危険物等災害	325
第1節	基本方針	325
第2節	危険物災害対策	325
第3節	高圧ガス災害対策	328
第4節	火薬類災害対策	329
第5節	毒物劇物災害対策	330
第6節	流出油災害対策	331
第5章	公益事業等施設災害	333
第1節	基本方針	333
第2節	電気施設災害予防対策	333
第3節	ガス施設災害予防対策	339
第4節	通信施設災害予防対策	341
第5節	上水道、下水道施設災害予防計画	344
第6節	道路施設対策	346
第7節	鉄道施設対策	347
第6章	交通施設等災害	349
第1節	基本方針	349
第2節	道路整備計画	349
第3節	のり面崩壊防止対策	350

第4節	道路施設等の点検・整備計画	350
第5節	鉄道施設	351

節	款	項目	担当	頁	
第1章 建築物及び文化財災害					
1 公共施設災害予防対策	1 基本方針		危機管理課、社会教育課、建設管理課	309	
	2 計画目標	1 重要建築物の指定			
		2 建築物防災診断の実施			
		3 防災建築の促進			
		4 災害予防対策の実施			
		5 避難所となる公共施設の整備			
6 夜間の防火安全対策					
2 一般建築物災害予防対策	1 現況		建設管理課	310	
	2 計画目標	1 建築物等に対する指導			
		2 工事中の建築物に対する指導			
		3 屋外広告物等の落下防止			
		4 住民に対する防災知識の普及及び啓発			危機管理課
3 教育施設等災害予防対策	1 現況		教育総務課、建設管理課		
	2 計画目標				
4 文化財災害予防対策	1 現況		社会教育課、建設管理課	311	
	2 計画目標				
第2章 農業災害					
1 農業災害予防計画	1 基本方針		農業政策課、建設管理課	313	
	2 現況				
2 農業施設災害予防計画	1 ため池整備計画			314	
	2 用排水路				
	3 農道				
3 農作物災害予防計画	1 水稲			315	
	2 野菜				
	3 花き				
	4 果樹				
4 災害予防に関する試験研究の推進					
5 防災基盤の整備	1 農地防災事業			316	
	2 農村整備事業等				
6 防災営農体制の整備	1 農地保全施設の管理			317	
	2 営農指導の実施				
7 農林水産業用施設等災害応急対策計画	1 基本方針			318	
	2 農林水産業用施設等災害応急対策	1 農林業用施設応急対策			
		2 農作物等応急処置			
		3 家畜等応急対策			
		4 林産物応急対策			
第3章 火災災害					
1 基本方針			危機管理課、消防団	319	
2 消防力・消防設備の整備強化対策	1 現況				
	2 消防力及び水利施設の状態	1 消防機構			
		2 消防施設			
		3 消防水利施設			
	3 計画目標	1 消防団の強化			320
2 消防施設の整備					
3 消防水利施設の整備					
4 火災予防活動の強化					
3 火災予防対策	1 現況			321	
	2 計画目標				
4 防火管理体制の強化対策	1 現況			322	
	2 計画目標				
5 予防指導・査察計画	1 現況			323	
	2 計画目標				
6 林野火災予防計画	1 現況		危機管理課、消防団、農業政策課	324	
	2 計画目標	1 監視体制等の強化			
		2 予防施設の整備			
		3 林野火災対策用資機材の整備			
		4 消防体制の整備			
5 防火思想の普及					
第4章 危険物等災害					
1 基本方針				325	

2 危険物災害対策	1 現況		危機管理課、消防団	326			
		2 危険物災害予防計画			1 規制等		
					2 保安意識の高揚		
					3 保安指導		
	4 自主保安体制の確立						
	3 危険物災害応急対策計画	1 消防本部、消防署及び消防団			327		
		2 応急措置の方法					
		3 緊急時の連絡系統図					
		4 消防本部の措置					
	3 高圧ガス災害対策	1 高圧ガス災害予防計画				危機管理課	328
		2 高圧ガス災害応急対策計画					
	4 火薬類災害対策	1 火薬類災害予防計画					329
2 火薬類災害応急対策計画							
5 毒物劇物災害対策	1 毒物劇物災害予防計画		危機管理課、農業政策課、建設管理課	330			
	2 毒物劇物災害応急対策						
6 流出油災害対策	1 流出油災害予防計画			331			
	2 流出油災害応急対策計画				1 流出油災害対策連絡調整本部の設置		
					2 災害対策		
第5章 公益事業等施設災害							
1 基本方針			危機管理課、消防団				
2 電気施設災害予防対策	1 現況		危機管理課、消防団	333			
		2 計画目標			1 防災体制		
	2 電力設備の災害予防措置						
	3 防災業務施設及び設備の整備						
	4 災害対策用資機材等の確保及び整備						
	5 電気事故の防止						
	3 電気施設災害応急対策	1 災害対策に対する基本体制			335		
		2 災害時における通報、連絡及び情報収集等					
		3 作業体制の確保					
		4 災害時における復旧応援者用の施設借用					
		5 災害時における復旧資材の確保					
		6 災害時における道路啓開					
		7 災害時における危険予防措置					
		8 災害時における応急工事					
9 災害時における広報							
3 ガス施設災害予防対策	1 現況	339					
	2 計画目標		1 防災体制				
			2 施設対策				
			3 火災発生対策				
			4 その他の対策				
			5 教育訓練計画				
6 広報活動計画							
4 通信施設災害予防対策	1 現況	341					
	2 計画目標		1 災害予防対策				
			2 災害対策用機器及び車両の配備				
			3 防災訓練				
			4 防災に関する防災関係機関との協調				
	3 通信施設災害応急対策		1 対策本部の設置	343			
			2 通信の利用の制限				
			3 輻輳緩和対策				
			4 利用者に対する協力依頼				
			5 復旧対策				
5 上水道、下水道施設災害予防計画	1 基本方針	上下水道K	344				
	2 現況						
	3 計画目標						
6 道路施設対策	1 被害状況の調査及び緊急点検の実施	危機管理課、建設管理課	346				
	2 道路管理者等への通報						
	3 放置車両等						

	4 避難道路			
	5 被災交通安全施設			
	6 応急工事の実施	1 応急工事		
		2 応急工事の順位		
	7 ライフラインに被害が発生した場合の通報			
	8 住民への広報			
	9 二次災害の防止			
	10 施設機能の確保			347
7 鉄道施設対策	1 町の協力		危機管理課	
	2 九州旅客鉄道株式会社	1 列車の運行		
		2 事故対策本部等		
		3 連絡通報体制		
		4 応急措置（案内広報等）		
		5 応急復旧体制		
		6 連絡先		348
	3 関係機関の協力体制			
第6章 交通施設等災害				
1 基本方針			危機管理課、建設管理課	
2 道路整備計画	1 現況			349
	2 計画目標	1 道路整備		
		2 緊急輸送道路		
3 のり面崩壊防止対策				350
4 道路施設等の点検・整備計画	1 現況			
	2 計画目標			
5 鉄道施設	1 現況			
	2 計画目標	1 施設、設備の防災性確保		
		2 防災訓練		
		3 町の協力体制の確立		
		4 連絡体制		351

第1章 建築物及び文化財災害

第1節 公共施設災害予防対策

第1款 基本方針

公共施設には、多数の勤務者や来訪者が出入りし、災害による被害を拡大させる要因となる。これら多くの人命を災害から守ることは、町としての大きな責務である。

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きく、防災の観点から公共施設等を整備することは、避難所整備としての有効な施策ともなる。そのため、新たに建築する公共施設は、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強に努める。

民間の施設及び一般建築物についても、防災対策の重要性の周知徹底に努め、耐震性の強化促進に努める。

また、本町は、天然記念物や遺跡等の多くの貴重な文化財が分布する。これらの貴重な財産を守り後世に残していくためには、日頃から火災等の災害を防止する体制を整えておくことが重要である。

第2款 計画目標

1 重要建築物の指定

災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物の指定に努める。

2 建築物防災診断の実施

必要に応じ、町及び消防機関、その他の協力団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

3 防災建築の促進

建築物の耐風、耐火の促進対策は、次のとおりとする。

- (1) 大規模建築物及び公共建築物は、原則として耐火建築とし、その他の建築物についても不燃及び防火建築物として建設を促す。
- (2) 公営住宅については、長寿命化の視点からも耐火建築を推進する。

4 災害予防対策の実施

- (1) 建築基準法の規制に基づき、建物の火災・風水害対策の検討を行う。
- (2) 消防法等により整備を必要とする防災設備等（消防設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- (3) 職員、施設利用者及び入居者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防火管理体制の整備に努める。さらに、関係機関との連絡体制も整備する。

5 避難所となる公共施設の整備

大規模公共施設等多人数を収容し得る公共建築物にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう、利用時のルールや施設の整備を推進する。

6 夜間の防火安全対策

夜間における防火管理体制及び避難誘導措置の整備を、各施設単位で推進する。

第2節 一般建築物災害予防対策

第1款 現況

一般建築物に関しては、火災発生による被害の拡大が予想されるため、町域内の一般建築物については、次の点において検討が必要である。

- 1 市街地については家屋の密集が進み、道路も幅員が狭い部分が見られる。
- 2 周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備が必要である。また、木造密集地域等を踏まえた火災危険地域の指定と同時に、延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備についても検討していく必要がある。

第2款 計画目標

1 建築物等に対する指導

老朽建築物について構造、敷地、危険度等を調査し、防災上危険であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防の措置をとるよう指導する。

2 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

3 屋外広告物等の落下防止

災害の発生により、広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに、町は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

4 住民に対する防災知識の普及及び啓発

空気乾燥による火災発生危険時期及び台風時期、梅雨期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携の上、ポスターの掲示、講習会の開催等を推進する。

第3節 教育施設等災害予防対策

第1款 現況

教育施設等は、人員収容能力が大きく、かつオープンスペースを有しており、防災上特に重要な施設である。本町には、小学校2校、中学校2校、県立高等学校2校及び県立農業大学校が1校あり、その他公民館や体育館などの社会教育施設も充実している。しかしながら、いずれの施設も老朽化が進んでいるため、改善が必要な状態となっている。

第2款 計画目標

- 1 教育施設等の防災診断を実施し、診断結果に基づいて必要な箇所を補強する。また、危険性の

高い建物から順次、防災上安全な構造物に改築するとともに、避難所としての機能・設備の充実を図る。

- 2 教育施設等の新設、増設、改修等にあたっては、安全性を確保する必要がある建物について耐火構造とする。
- 3 教育施設等の新設、増設、改修又は移転の際に必要な敷地の選定にあたっては、水害等による影響を受けないものとするため、慎重な地盤調査を行うものとする。
- 4 児童生徒に対し、学校教育を通じて防災教育を徹底し、正しい防災意識の定着化を図るものとする。

第4節 文化財災害予防対策

第1款 現況

本町における指定文化財の状況は、国指定文化財として天然記念物の高鍋のクス、史跡では持田古墳群が指定されている。また、県指定文化財には、天然記念物に指定されているアカウミガメ及びその産卵地、石井十次生家等が指定されている。町指定文化財には、高鍋城址等の史跡のほか、古文書等が多く指定されている。

町及び消防本部、消防署、消防団は、これらの文化財を管理する施設や団体等に対して、防火施設の整備・拡充の指導に努める。

第2款 計画目標

町は、文化財を災害から保護するため、次に掲げる防災意識の高揚、防災施設の整備に努める。また、国、県の指定する文化財については、必要に応じて関係部局へ防災対策の要請を行う。

- 1 文化財に対する町民の防災意識の高揚とその普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した消火訓練・広報活動を行う。
- 2 町民の貴重な歴史的遺産である文化遺産を保存、伝承するための防災施策を年次的に実施していく。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護について指導を行う。
 - (1) 防災管理体制の確立
 - ア 災害予防及び災害発生時の責任・役割分担の明確化
 - イ 自衛消防隊の編成
 - (2) 避難体制の確立
 - ア 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）（文化財の持ち出しを含む。）の作成
 - イ 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
 - ウ 避難訓練の実施
 - (3) 防火施設、設備の整備
 - ア 消火設備の整備促進
 - イ 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
 - ウ 電灯線、消火栓等の点検整備
 - エ 指定物周辺の火気使用禁止区域の設定

調整用空白ページ

第2章 農業災害

第1節 農業災害予防計画

第1款 基本方針

本町の農業は、米作や施設野菜が主体であるが、近年の都市化・住宅化の進展は、その基盤である農地の転用を急速に進め、農地の面積は年々減少してきている。しかし、農業あるいは農地というものは、ただ単に作物を生産するだけでなく、都市にあっては緑の空間を約束するものでもある。そのような意味においても、本町における農業あるいは農地の持つ役割は極めて大きいといえる。したがって、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等から未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。

第2款 現況

本町では、都市化に伴い農地の改廃や混住化が進み、地域農業・農村の環境が大きく変化している。農家戸数は年々緩やかに減少しており、農業従事者も高齢化の傾向にある。農畜産物の自由化に伴う海外の農畜産物との競合、消費者ニーズの高級化・多様化、さらには若者の農業離れによる後継者不足等が課題となっている。

また、林業については経営規模が1ha未満と零細であるものの、杉、檜を中心として植栽が進んでいる。現在木材需要が低迷しているなかで、児湯広域森林組合が小径木加工場を設置する等、販路の拡大、宣伝等の推進を図っている。海岸線の松林は、潮害防風林としての機能と憩いの場としての森林空間の保全に努める必要がある。

水産業に関しては、小丸川漁業協同組合にあゆ・ウナギの稚魚の放流委託を行うとともに、漁協独自の稚魚放流も行われている。しかし近年、河川の濁り等により、餌となる藻が石に付かない状況が見受けられ、漁量の増加がなかなか見られないため、対策が必要となっている。

第2節 農業施設災害予防計画

農業施設等については、農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては、協力依頼を要請するとともに、町と住民の相互の協力体制のもと、次の計画を推進する。

第1款 ため池整備計画

- 1 巡視による異常の早期発見と報告、草刈の励行
- 2 排水施設の点検整備
- 3 堤体の応急補強と通行規制
- 4 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- 5 不用貯水の排除及び事前放流
- 6 老朽ため池等整備事業の積極的活用

第2款 用排水路

- 1 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2 水路中の各種ゲートの整備点検、操作の確実な実施
- 3 生活用雑排水の水田流入防止のための水路整備

第3款 農道

- 1 側溝・暗渠・溜桝・排水管等、排水施設の浚渫・清掃
- 2 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅・整備

第3節 農作物災害予防計画

第1款 水稻

- 1 災害の種類に応じた抵抗性品種の採用と適期移植による災害の軽減
- 2 共同育苗施設の利用による応急対策用苗の確保
- 3 計画的配水、作期の分散等による干ばつ被害発生の防止
- 4 風水害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置及び事後措置の実施
- 5 気象情報に即応した予防措置の実施
- 6 水源林の維持管理による局所的農業用水源確保

第2款 野菜

- 1 灌水施設を整備し、敷藁、敷草による干害対策
- 2 水害に対する排水溝等の整備
- 3 台風に対する防風垣、防風林、防風網の整備
- 4 倒伏防止のための支柱補強

第3款 花き

- 1 灌水施設の整備、敷藁、敷草による干害対策
- 2 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強
- 3 倒伏防止のための支柱補強
- 4 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網の整備
- 5 排水溝等の整備、敷藁、敷草による水害対策

第4款 果樹

- 1 深耕、排水等による干害対策
- 2 敷藁、敷草による土壌水分の蒸発抑制

- 3 灌水用水源の確保
- 4 風害に対する温室、果樹棚及びビニールハウス等の補強
- 5 水害に対するテラス溝、排水溝等の整備
- 6 草生、敷藁、敷草等による土壌の流亡防止及び園地の損壊予防

第4節 災害予防に関する試験研究の推進

町は、災害予防対策の効果的な推進を図るため、干ばつ等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発資料や、農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- 1 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること
- 2 耐干性、耐湿性等をもった農作物の開発に関すること
- 3 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること
- 4 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること

第5節 防災基盤の整備

町は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

第1款 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等から農地及び農業用施設を防護するため、治山ダム、堤体等の整備を県と連携し進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の改修補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。

第2款 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水や生活用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第6節 防災営農体制の整備

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、次の計画により農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に努める。

第1款 農地保全施設の管理

ダム、堤体、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業用水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

第2款 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要なその対応策を検討し、県と協力して指導を行う。

第7節 農林水産業用施設等災害応急対策計画

第1款 基本方針

関係機関は、災害時において農林水産業用施設等の被害の実状を早期に調査し、応急復旧を図る。

第2款 農林水産業用施設等災害応急対策

1 農林業用施設応急対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 水等により広範囲に渡る湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整の上、次の施設応急対策を実施する。

- ア 用水路やポンプ等による排水
- イ 破損箇所への応急復旧
- ウ 流入した土砂・樹木等の除去
- エ 農道等の応急復旧

2 農作物等応急処置

(1) 種苗確保

- ア 町長（本部長）は、災害により農作物の播きかえ又は植えかえを必要とするとき、関係農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- イ 町長（本部長）の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめる。管内で確保できないものは、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

ウ 病虫害防除対策

県の「病虫害協議会」及び「農業気象対策専門委員会」等へ指導をあおぐとともに、県が組織する「緊急防除指導班（営農指導課、農産園芸課、農業試験場及び病虫害防除所の担当職員で編成）」と協力して、具体的な防除策を措置する。

エ 応急処置の内容

応急処置の内容は、次表のとおり。

《応急処置の内容》

作物	災害種別	内 容
稲・麦	風水害	1 再生産用・代作用種子・苗の確保（食糧事務所、米麦品質改善協会等の関係機関から）
	干 害	2 （高性能）防除機による病害虫防除の指導及び実施 3 計画的配水の実施
果 樹	干 害	1 わら等を樹体にかける（蒸発散の防止） 2 適正結果（摘果） 3 熟期に達した果実の収穫
	風水害	1 熟期に達した果実の収穫 2 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 3 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 4 落葉した樹のわら巻、石灰乳の塗布 5 病害防除の徹底
野 菜	干 害	1 若どりの実施 2 薬剤散布 3 液肥の施用 4 代作の実施
	風水害	1 中耕、土寄せの実施 2 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき。） 3 土砂の洗浄、薬剤撒布 4 代作の実施
花 き	干 害	1 敷わら・敷草又は穴灌水の実施 2 液肥の灌水への加用 3 代作の実施
	風水害	1 排水、土寄せの実施 2 防除の実施 3 防風処置の実施

3 家畜等応急対策

(1) 家畜の防疫

県により獣医師会の協力を得て組織される家畜防疫班、家畜消毒班及び家畜衛生班等により、必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、化製場で処理するが、道路の寸断等により、そのような処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、町長（本部長）に届出を行わせるとともに、知事の許可を受けて、死体の埋没又は焼却を行わせる。

ア 被災家畜に伝染性の疾病の疑いがある場合、又は感染症の発生のおそれがある場合には、防疫及び消毒部隊を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ 町長（本部長）は、災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、県に防疫及び消毒部隊の派遣を要請し、家畜の伝染病に対処する。

(2) 飼料の確保

町長（本部長）は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体並びにその他飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給のあつせんを、必要に応じ県へ要請する。

(3) 応急処置

家畜管理のための応急処置方法は、次表のとおり。

《家畜管理のための応急処置方法》

区 分	応急処置方法
感染症予防	1 家畜衛生保健所による予防注射の実施 2 家畜衛生保健所による巡回家畜診療の実施 3 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び獣医師会に治療を要請する。
飼料の確保	1 県への政府保管の飼料放出依頼 2 県への飼料業者に対する確保・供給のあっせん依頼
	干 害 1 灌水が可能な場合は実施する。 2 発芽不良の場合は、被害程度に応じ、追播を行うか播き直しを行う。
	風水害 1 早急に排水を行う。 2 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 3 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り又は青刈りを行い、利用する。

4 林産物応急対策

町は、災害時において、林産物の被害を軽減するため、以下の事項において県と協議の上、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

(1) 病害虫の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は、速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により、病害虫の防除に努める。

(2) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、町は森林組合、農業協同組合等と協力し、対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

ア 干害対策

- (ア) 灌水を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

イ 浸冠水対策

- (ア) 排水を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

ウ 風害対策

- (ア) 即効性追肥を実施する。
- (イ) 病害虫の防除を実施する。

(3) 応急処置の内容は、次表のとおり。

《応急処置の内容》

作 物	災害種別	内 容
林産物	風水害	1 苗木の確保（樹苗農業共同組合等と協力）
	干 害	2 種子の確保

第3章 火災災害

第1節 基本方針

火災の予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・消防体制の整備等、消防・救急対応力の強化を図る。

特に大火は、住民の火災予防対策の意識の向上並びに初期消火の協力体制の確立により被害の軽減を図る。

第2節 消防力・消防設備の整備強化対策

第1款 現況

本町の消防体制は、常備消防体制として東児湯5町（木城町、都農町、川南町、高鍋町、新富町）を管轄する東児湯消防組合（1本部1署3分遣所で構成）があり、消防本部及び本署が町内に存在する。また、非常備消防体制として町消防団が13部、直轄部及び本部の計15部で組織されている。

第2款 消防力及び水利施設の状況（平成31年4月1日現在）

本町には、525カ所の消火栓が設置されており、市街地のほとんどを網羅している。また、別に防火水槽56カ所があり、合計581カ所の水利施設がある。（資料：東児湯消防組合 平成30年版消防年報）

1 消防機構

- (1) 都市化の進展に伴う市街地の拡大や道路網の関係上、消火・救助作業に支障をきたしている箇所が見られる。
- (2) 消防団員の確保が困難になってきており、団員数の減少や高齢化等の問題が生じてきている。消防団活動が消火活動にとどまらず、防災活動全般においても重要な役割を担っているという認識に立って、体制の強化を図るとともに、より一層施設や装備の充実と消防団員の資質向上に努めていく必要がある。

2 消防施設

- (1) 東児湯消防組合では、中高層建築物火災や特殊火災等の特殊な消防需要に対応できるはしご付き消防自動車、化学消防自動車が不足している。
- (2) 消防機庫は14カ所あり、消防団各部で管理している。

3 消防水利施設

- (1) 防火水槽の充足率は、国の所要基準に比べて低い。今後は特に道路狭あい地区や家屋の密集した旧市街地での整備が課題となる。
- (2) 消火栓については、町内市街地を網羅している。

第3款 計画目標

1 消防団の強化

- (1) 団員相互の団結を深め、消防活動の協力体制強化を図る。
- (2) 招集伝達網を通じての招集・参集実施訓練等、団員に対する訓練を強化する。
- (3) 消防団活性化対策の推進
消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るため、ソフト面、ハード面からの組織機能の向上を推進する。
 - ア 安全装備（防火衣等）の整備拡充
 - イ 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望
 - ウ 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
 - エ 教養研修、レクリエーション活動の整備充実
- (4) 各種教育・訓練の強化を図る等、消防団員の資質向上に努める。
- (5) 消防団と自主防災組織の合同訓練推進
消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、町の防災体制の中核として、又中心的な実働部隊として、大きな役割を持つ組織である。特に、消防団員や消防団OBは、その立場を生かした地域の自主防災組織の牽引者として、防災訓練等を通じて地域の防災組織の活性化を図る。

2 消防施設の整備

- (1) 年次計画により消防機械の整備を促進する。
- (2) 消防施設等の保全
現有消防ポンプ自動車等の整備点検・更新を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を図る。
- (3) 円滑な消防・救助活動を確保するため、通信指令体制の整備を図るとともに、広域での連携を強め、組織体制の強化に努める。

3 消防水利施設の整備

- (1) 消防活動に欠かせない十分な水源確保のため、消火栓や耐震性防火水槽等の水利施設を整備する。消防水利は、人工水利（消火栓・防火水槽・プール）と自然水利（河川・池）とに分けられるが、人工水利が被災した場合を考慮し、自然水利の開発や確保を行う。
- (2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利施設を年次計画により整備していく。
 - ア 消火栓については、水道管布設時に随時設置する。
 - イ 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園・空地等）への設置を中心に整備を進めていく。

4 火災予防活動の強化

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実・強化を図る。
- (2) 火災予防の広報を活発に行うとともに、家庭や地域・職場・学校における消防訓練・研修会等を通して住民の防火意識の高揚を図る。
- (3) 各事業所における初期消火活動体制の整備を推進するとともに、自衛消防組織の育成に努める。
- (4) 町は、災害時における消防活動の万全を期するため、既に結んでいる県内消防機関との協定の整備充実を図り、相互に応援体制の強化に努める。
- (5) 消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物

対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

(6) 消防機関は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

- ア 春季・秋季全国火災予防運動の普及啓発
- イ 広報による防火思想の普及
- ウ 講習会、講演会等による一般啓発
- エ 婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の育成

第3節 火災予防対策

第1款 現況

毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防思想の普及向上に努めている。

第2款 計画目標

- 1 消防車両進入困難地域等を中心に、各地域に適合した消防水利の整備を図る。
- 2 消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、町道の整備等について検討する。また、建築物の不燃化を促進する。
- 3 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険地域や延焼危険区域を想定し、それに対応した火災予防対策を検討する。
- 4 消防車両の進入が困難な地域においては、初期消火が特に重要となるので、自主防災組織等の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 5 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。

第4節 防火管理体制の強化対策

第1款 現況

消防本部、消防署、消防団は、火災に対処できるように消防組織法に基づき、消防体制の強化を図り、防災活動の万全を期することを主眼として、防火管理及び消防同意に関する指導を行っている。

第2款 計画目標

- 1 防火対象物及び消防用設備を設置することを義務づけられている関係者に対し、次の措置をとる。
 - (1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任することとし、防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るよう指導する。
 - (2) 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、消防用設備等の整備点検及び火気使用上の留意点等について十分な指導を行う。
 - (3) 防火管理者の組織化を図り、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
 - (4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。

- (5) 消防用設備等に関する技術の進歩に対応できるよう、県の実施する消防設備士講習会への積極的な参加を促進し、消防設備士の資質向上に努める。
- 2 消防同意制度の運用により、消防用設備の設置を指導する等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。
- 3 消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例に基づき、火災発生の未然防止に努める。また、不特定多数の者が出入りする施設については、消防用設備の維持管理や避難設備等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。
- 4 各事業所の施設管理者等に対する防火安全指導を強化する等、自主防災体制の充実に努める。

第5節 予防指導・査察計画

第1款 現況

消防本部及び消防署は、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため、立入検査を実施するとともに、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行っている。

第2款 計画目標

- 1 未然に火災を防止するための予防査察の徹底を図る。火災警報発令中には、火気使用施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
 - (1) 定期予防査察
消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。
 - (2) 危険物予防査察
危険物施設の立入検査を適宜実施し、防災上の指導を行う。
 - (3) 特別予防査察
火災予防上、特に必要が生じた場合、適宜特別予防査察を行う。
- 2 一般家庭を対象に、必要に応じて、火の元検査を主とした防火診断を行う。
- 3 町は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、家庭及び職場での徹底を図るため、消火機器の設置を奨励する。また、講習会や防災訓練により、住民の防火意識の高揚を図る。
- 4 建築物を不燃化構造物に改善するための指導を強化する等、災害に強い町づくりに取り組む。

第6節 林野火災予防計画

第1款 現況

本町における森林面積は約674haであり、町全体面積の約15%であるものの、低地平坦部と高台

地部の接する傾斜地帯に分布することから、地形と相まって風水害に対する保安林的性格及び緑豊かな生活環境林的性格を有している。

第2款 計画目標

1 監視体制等の強化

(1) 町

町は、各関係諸機関の実施する林野火災予防施策について、連携、協力を行う。

(2) 消防機関

消防機関は、林野火災発生のおそれがある場合は、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 火災警報の発令等

気象状況等が火災予防上危険であると判断される場合には、火災に関する警報の発令、地区住民等への周知等必要な措置を講じる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民等への周知は、サイレン吹鳴の他、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

ウ 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

エ 火入れ等の制限

(ア) 火入れに関する条例による届出許可を受ける。

(イ) 異常乾燥注意報又は強風注意報が発表されている場合等の火入れの禁止。

(ウ) 火入れ実施の際の気象状況が急変した場合の応急処置。

(エ) 町長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例に基づき、期間を限って一定区域内の火入れを制限する。

2 予防施設の整備

町及び関係機関は、林野火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見ができる施設等を整備するよう努める。

(1) 町

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材の重点的な配備に努める。

また、1月30日～2月5日までの宮崎県林野火災予防運動期間には、予防対策を強化する。

ア 防火水槽の整備を図る。

イ 自然水利用施設の整備を図る。

ウ 延焼防止のため、防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備を検討する。

(2) 関係機関（管理者等）

ア 休憩所等にドラム缶等を利用した簡易防火用水を整備する。

イ 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

3 林野火災対策用資機材の整備

消防機関は、林野火災における消防力強化のため、空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、

ジェットシュータ、チェンソー等、消火作業用資機材の計画的な整備を推進する。

4 消防体制の整備

町及び消防機関は、自衛隊、県警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。
また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

5 防火思想の普及

町は火災発生時期に、予防広報を積極的に推進する。

春季・秋季の年2回の全国火災予防運動に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

第4章 危険物等災害

第1節 基本方針

消防機関は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

危険物施設に対しては、次の方針により消防本部、消防署、消防団及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- 1 関係法令の遵守
- 2 消防法に基づく保安監督の強化
- 3 保安体制の確立及び教育の徹底
- 4 火災の予防
- 5 危険物施設における自衛消防組織の育成

第2節 危険物災害対策

第1款 現況

本町の危険物施設は、主に石油類（第四類：引火性液体）の取扱施設であり、消防法に基づく届出施設が75施設ある。これらの危険物貯蔵庫の種別では、屋内外のタンクや地下タンク等があるが、このうち最も多いのは給油取扱所の19箇所である。

《危険物施設》

取り扱い施設	施設数
製造所	3
屋内貯蔵所	5
屋外タンク貯蔵所	14
屋内タンク貯蔵所	0
地下タンク貯蔵所	15
簡易タンク貯蔵所	0
移動タンク貯蔵所	11
屋外貯蔵所	1
第1種販売取扱所	0
第2種販売取扱所	0
給油取扱所	17
一般取扱所	10
少量危険物貯蔵取扱所	0
その他	0
計	76

資料：東児湯消防組合 令和4年版消防年報（令和5年4月1日現在）

第2款 危険物災害予防計画

1 規制等

- (1) 危険物施設について、設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。
- (2) 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び運用を指導する。
- (3) 屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。
- (4) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- (5) 予防規程の内容が実態に即すよう指導し、基準に適合しない施設、又は無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱等を禁止する。
- (6) 火災予防条例に基づく指定数量未満の危険物製造所等について、次の措置を講じる。
 - ア 条例に規定する基準の維持
 - イ 査察の実施
 - ウ 自主保安体制の確立
 - エ 特殊火災発生の場合における通報の徹底

2 保安意識の高揚

- (1) 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的の実施し、危険物取扱者として必要な知識、技能の習得や保安確保のための教育を行う。
- (2) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し、防災等に関する研修会を実施する等、消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

3 保安指導

- (1) 危険物施設の保安検査により施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- (2) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- (3) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏えい防止のため、漏えい検査の実施について指導する。
- (4) 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。
- (5) 内外部に対して、直ちに通報連絡が行なえるよう通報体制を整備するとともに、従業員、会社作業員に対する防災規程の周知等防災教育の徹底を指導する。

4 自主保安体制の確立

- (1) 定期点検の励行推進
保安検査、立入検査のほか製造所等において、その施設・設備に関して不備箇所等を補修・改善し、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を実施するよう指導する。
- (2) 自衛消防隊の組織化推進
自衛消防隊の組織化を推進し、随時消火訓練を実施させて、消火技術の向上、所有する消火設備等の操作習熟等、災害発生に即時に対応できるよう組織力を強化・充実させる。
- (3) 安全管理組織の整備、拡充
安全第一主義の思想及び実施すべき諸予防対策が現場の末端まで徹底され、円滑な実施が可能になるよう有資格者の適正な配置、安全担当部門の強化等安全確保の自立的機能が発揮されるよう組織の整備、拡充を図るよう指導する。

第3款 危険物災害応急対策計画

1 消防本部、消防署及び消防団

施設の管理責任者と密接な連絡・情報交換を行い、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (1) 災害状況の把握、関係機関通報体制及び周辺住民への広報体制の確立
- (2) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- (3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
- (4) 災害状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

2 応急措置の方法

- (1) 管理者の応急措置として次の項目について実施する。

- ア 関係機関（町・警察・消防機関）への通報
- イ 初期消火等の応急処置
- ウ 施設内及び近辺の住民の避難誘導
- エ 流出、漏洩等の拡大・拡散防止

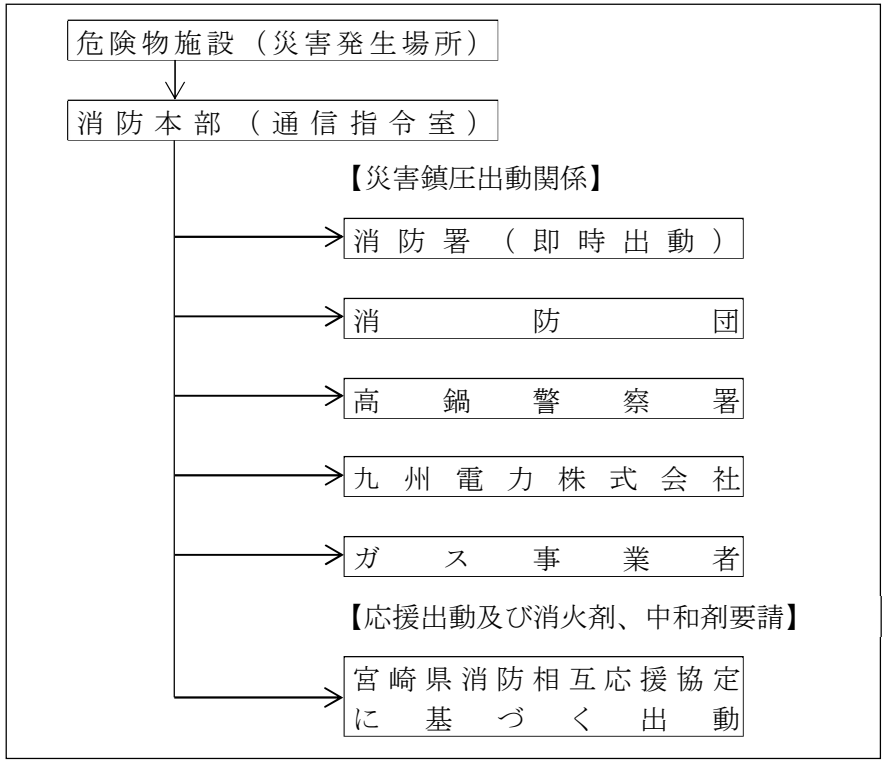
- (2) 情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における次の災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、現地本部に逐次報告するものとする。

なお、現地本部は災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 災害応急措置の実施状況
- ウ 今後予想される災害の態様
- エ 今後必要とされる措置
- オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- カ その他必要な事項

3 緊急時の連絡系統図



4 消防本部の措置

消防本部は、危険物による事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

なお、報告にあたっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行う。

第3節 高圧ガス災害対策

第1款 高圧ガス災害予防計画

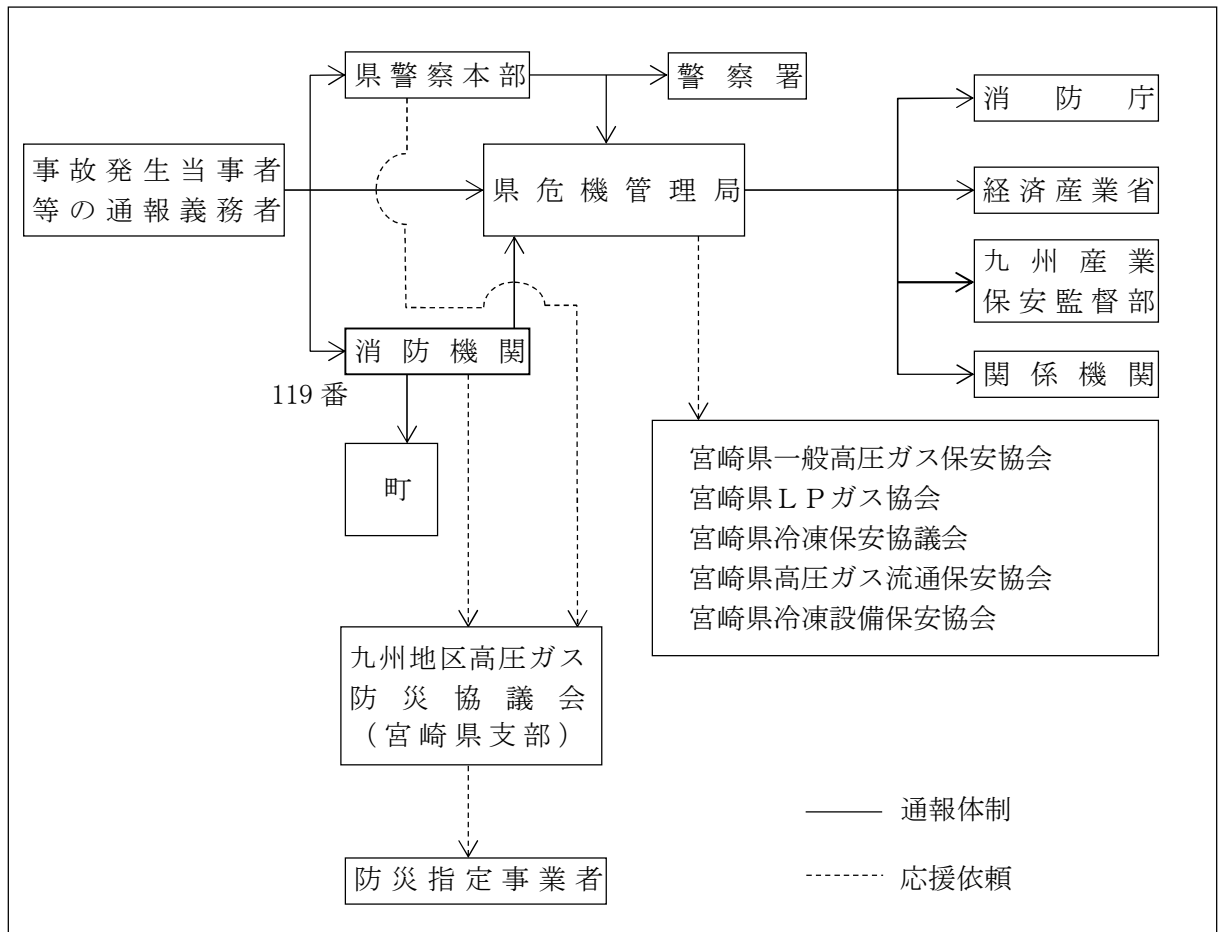
高圧ガス保安法の規制を受ける施設の規制を行っているのは県消防保安課である。町は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、高圧ガス取締法等の関係法令に基づいた規制や保安意識の高揚等、県や関係機関と協力して災害発生防止に努める。

第2款 高圧ガス災害応急対策計画

高圧ガスによる災害の発生、又はそのおそれがある場合には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡・情報交換を行い、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

なお、通報系統は、次図のとおり。

《通報系統》



第4節 火薬類災害対策

第1款 火薬類災害予防計画

火薬類を扱う貯蔵所に関しては火薬類取締法の規制を受け、それらの規制を行っているのは基本的に県消防保安課である。製造に関しては経済産業省の規制を受ける（九州産業局が実際の検査を行う。）。

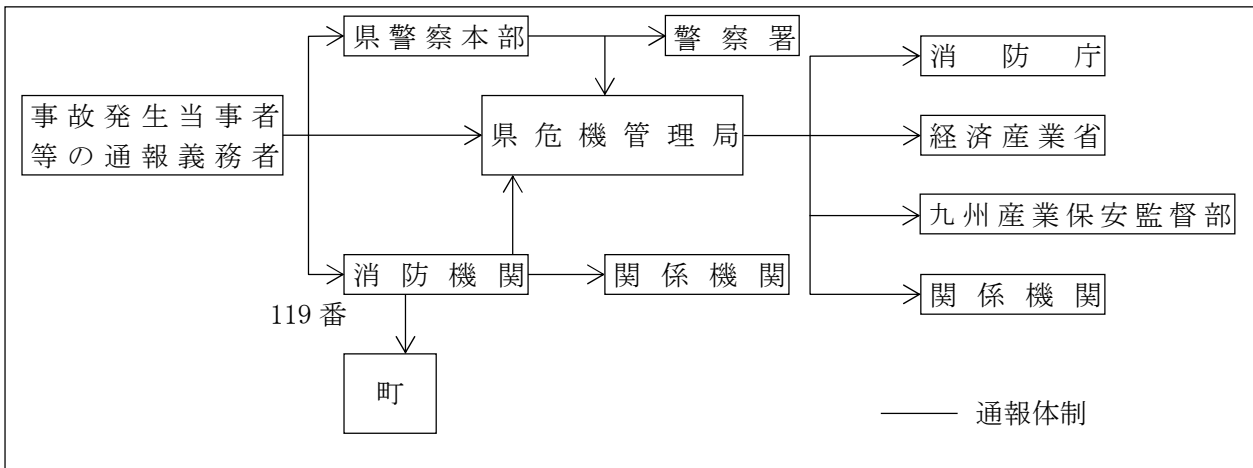
火薬類は、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。このため、町は、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等について、県や関係機関と協力して災害防御に努める。

第2款 火薬類災害応急対策計画

火薬類による災害発生、又はそのおそれがある場合には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

なお、通報系統は、次図のとおり。

《通報系統図》



第5節 毒物及び劇物災害対策

第1款 毒物及び劇物災害予防計画

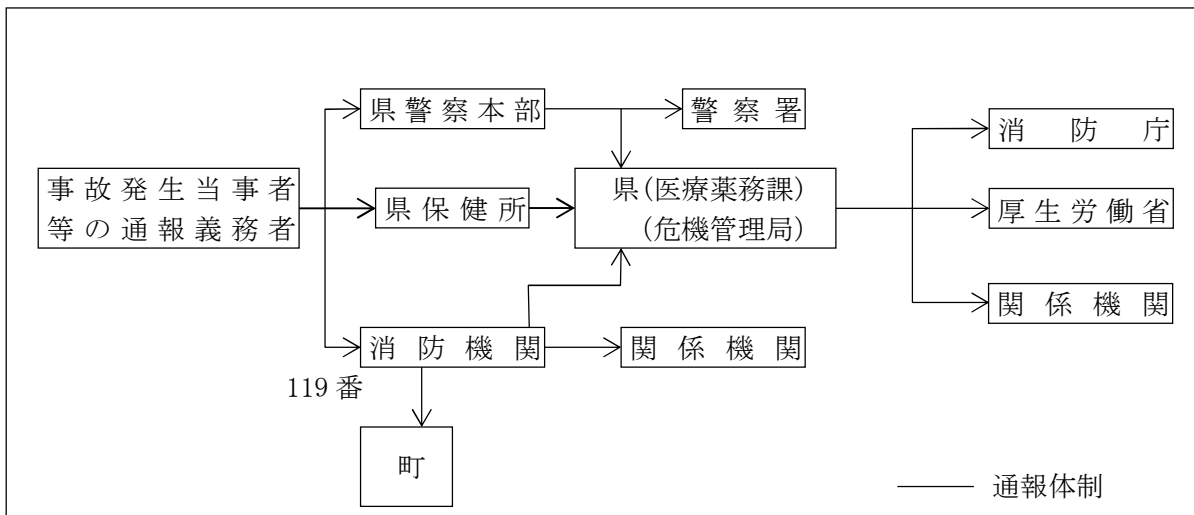
毒物及び劇物を扱う施設に関しては毒物及び劇物取締法の規制を受け、それらの規制事務を行っているのは県の保健所である。毒物及び劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階における規制、指導、災害予防対策について、町は、県や関係機関と協力して災害防御に努める。

第2款 毒物及び劇物災害応急対策

- 1 毒物及び劇物火災に際しては、施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。
- 2 毒物及び劇物を取り扱う施設が被害を受け、毒物及び劇物の飛散漏えいなど保健衛生上の危害が発生、又はそのおそれがある場合は、毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。そのほか、毒性及び劇性の危険区域を指定して、警察や消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難及び広報活動等の必要な措置をとる。

なお、通報系統は、次図のとおり。

《通報系統》



第6節 流出油災害対策

第1款 流出油災害予防計画

町及び石油等危険物取扱者は、県北部排出油等防除協議会により、関係機関との連携体制のもと、大量に流出した流出油等危険物災害の予防に必要な次の対策を図る。

- 1 流出油等の危険物の漏えい・拡散防止及び回収・処理に必要なオイルフェンスや流出油処理剤等の必要資機材を整備する。
- 2 流出油等の危険物から火災が発生した場合の消火活動や救護活動に必要な化学消防自動車、放水車、化学消火剤、消火器具及び救護車の整備
- 3 流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要なガス漏えい検知設備及び非常通報・通信機器等の整備
- 4 所要の防災要員の確保及び訓練・教育の推進
- 5 情報収集・伝達の徹底
 - (1) 情報の入手
町及び関係機関は、所定の伝達経路及び手段を確認し、情報収集の迅速化を図るとともに、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶への緊急時の情報連絡体制を確立しておく。
 - (2) 住民への伝達
町及び消防機関は、住民への油流出災害の伝達手段として、防災行政無線、広報車等多様な通報伝達手段を確保し、住民への伝達を徹底する。

第2款 流出油災害応急対策計画

船舶又は危険物貯蔵所等の事故により、石油等が大量に流出した場合は、「宮崎県北部排出油防除協議会」に対し、情報の提供を依頼し対策を講じる。

- 1 流出油災害対策連絡調整本部の設置
 - (2) 細島海上保安署長は、流出石油等の災害による人命救助、消火、流出石油等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関との連絡を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ、細島海上保安署に流出油災害対策連絡調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する。
 - (2) 調整本部が設置された場合は、関係機関の長は、調整本部に防災担当者を派遣する。防災担当者は、関係機関との流出石油等対策の調整について協議する。
- 2 災害対策
 - (1) 町
 - ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
 - イ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
 - ウ 沿岸並びに地元海面の警戒
 - エ 沿岸住民に対する避難の指示、又は勧告
 - オ 岸壁に係留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
 - カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
 - キ その他、海上保安部の行う応急措置への協力
 - (2) 細島海上保安署

- ア 関係機関への情報伝達及び協力要請
 - イ 遭難船舶乗組員の人命救助、被災者の避難誘導及び救護輸送
 - ウ オイルフェンスの設置等による石油等の拡散防止、流出石油等の回収剤及び処理剤の散布による処理
 - エ 遭難船舶に対する損傷箇所の修理、積載油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
 - オ 消火作業及び延焼防止作業
 - カ 防災資機材の調達及び海上輸送
 - キ 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導及び在港船舶に対する移動命令並びに誘導
 - ク 遭難船舶の破壊、石油等の焼却及び現場付近の海域にあたる財産の処分等応急非常措置
- (3) 九州運輸局油津海運支局
- ア 海上輸送の調査及び指導
 - イ 船舶運航事業者に対する航海命令
 - ウ 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
- (4) 県
- ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
 - イ 応急対策物資のあっせん、調達及び輸送協力
 - ウ 応援要請、その他の応急措置
 - エ その他海上保安部の行う応急対策への協力
- (5) 宮崎県警察
- ア 石油等の流出海岸のパトロール、船舶又は陸上からの火気可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り
 - イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
- (6) 事故関係企業
- ア 海上保安署等への事故発生情報の通報
 - イ 遭難乗組員の人命救助等
 - ウ 遭難船舶の損傷箇所の修理、積載油の他の油槽への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
 - エ オイルフェンスの設置等による油の拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理
 - オ 防災資機材の調達及び輸送
- (7) その他関係機関
- 自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から求められた場合又は状況により必要と認めた場合は、海上保安部その他関係機関の応急対策に協力する。

第5章 公益事業等施設災害

第1節 基本方針

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、そのサービスの供給は緊急性を要するため、電気、ガス及び通信事業者は、これらの供給を円滑に実施するための措置を講ずるものとする。

第2節 電気施設災害予防対策

第1款 現況

電気施設の防災については、九州電力（株）において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づく施設の管理、維持改良を行っている。

第2款 計画目標

九州電力（株）は、日頃から耐震環境の整備に努め、大規模地震や台風等の被災時に電力施設の災害を防止するとともに発生した被害を早期に復旧するため、被害発生原因の除去ができるよう、次の予防対策を実施する。

1 防災体制

本店、本店直轄機関及び関係機関は、防災業務計画に基づき、非常災害時の具体的措置を定めるものとする。

2 電力設備の災害予防措置

(1) 地震対策

ア 水力発電設備

水力発電設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令及びダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

イ 送配電設備

(ア) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規定されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、

「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置を考慮した設計とする。

(2) 水害対策

ア 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化・ケーブルダクトの閉鎖等）を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検・整備を実施する。

(ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸

(イ) 導水路と溪流の交叉地点及びその周辺地形

(ウ) 護岸、水制施設、山留壁

(エ) 土捨場

(オ) 水位計

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

(イ) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け及びケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業所のかさ上げを行うが、かさ上げの困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(3) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(4) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施する。

イ 変電設備

塩分測定装置により、がいしの汚損状況の把握を行い、必要に応じてがいし洗浄を実施する。

ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器等を使用するとともに、必要に応じがいし等の洗浄を実施する。

3 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対

策を図るため、必要に応じ、雨量、河川流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

4 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送を計画し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

5 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の他パンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最奇りの九州電力(株)の事業所等に通報すること

(3) 断線垂下している電線には絶対触らないこと

(4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと

(5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること

(6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること

(7) 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を啓発すること

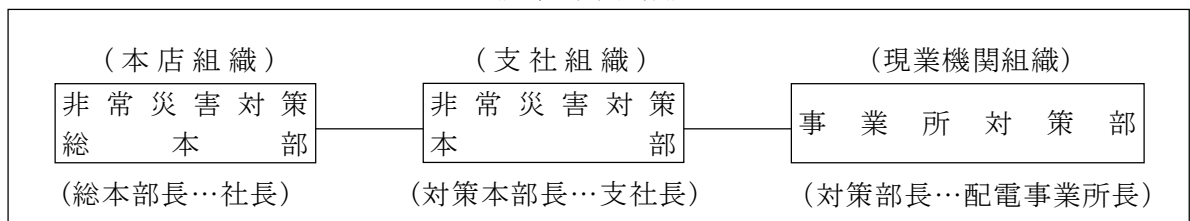
第3款 電気施設災害応急対策

1 災害対策に対する基本体制

九州電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、災害対策組織を設置する。また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

なお、九州電力(株)における災害対策組織は、下図のとおり。

《災害対策組織》



2 災害時における通報、連絡及び情報収集等

(1) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線設備、有線設備及びN T T電話等を利用して行う。

(2) 情報の収集、報告

対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

- (イ) 一般被害情報
一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路及び橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報
- (ウ) 対外対応状況
地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関及び需要家等への対応状況
- (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 九州電力（株）の被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- (イ) 停電による主な影響
- (ウ) 復旧機材、応援及び食料等に関する事項
- (エ) 従業員の被災状況
- (オ) その他災害に関する情報

(3) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織から報告のあった被害情報等及び独自に国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(4) 通話制限

ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めるときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 作業体制の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。但し、供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

4 災害時における復旧応援者用の施設借用

復旧応援者の待機及び宿泊場所として、基本的には一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両や復旧要員を動員し、その確保が困難な場合は、町災対本部に施設の借用を依頼することができる。

なお、復旧要員の受け入れ施設等は、「災害復旧に関する覚書」によるほか、次表のとおり。

《復旧要員の受け入れ施設》

用途	施設名	所在地
待機、駐車場	高鍋町高鍋総合運動公園野球場 (高鍋町営野球場)	大字北高鍋 3882-1

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ア 現地調達
 - イ 対策組織相互の流用
 - ウ 他電力会社等からの融通
- (2) 輸送
- 災害対策用の資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター
その他実施可能な運搬手段により行う。
- (3) 復旧資材置場等の確保
- 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる
場合は、町災対本部に依頼して、迅速な確保を図る。
- 6 災害時における道路啓開
- (1) 倒木時の道路啓開
- 町が管理する道路において、倒木等により復旧に支障が生じる場合、町災対本部に道路啓開を
依頼することができる。ただし、電線等設備への掛かり木がある場合は、電力会社により電氣的
安全対策を施した上で処理する。
- (2) 電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開
- 町が管理する道路において、交通支障が発生し、又は発生するおそれがある場合、電力会社に
より道路啓開を行う。ただし、津波等により大規模な被害が発生し、電力設備が付近一帯の瓦礫
と同等程度となった場合は、電力会社の了承なく道路啓開に必要な排除ができる。
- 7 災害時における危険予防措置
- 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要
請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- 8 災害時における応急工事
- (1) 応急工事の基本方針
- ア 応急工事の実施
- 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、
二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。
- イ 応急工事基準
- 災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。
- (ア) 水力発電設備
- 移動用機器、予備品及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (イ) 送電設備
- ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- (ウ) 変電設備
- 機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処す
る。
- (エ) 配電設備
- 仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考
慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
- (オ) 通信設備
- 衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。
- (2) 復旧計画
- ア 対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画をたて

ると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧資材の調達
- (エ) 復旧作業の日程
- (オ) 仮復旧の完了見込み
- (カ) 宿泊施設、食料等の手配
- (キ) その他必要な対策

イ 上級対策組織は、前項の報告に基づき、下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(3) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況及び各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	1 系統に影響の大きい発電所 2 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4 その他の発電所
送電設備	1 全国線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備の欄に記載されている施設を言う。）
配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 給電用電話回線 2 系統用保護制御用回線 3 力運用監視制御用回線 4 その他の回線

9 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第3節 ガス施設災害予防対策

第1款 現況

本町では、集中配管等の都市ガスや大規模なガス製造工場等の施設はなく、L Pガス等によりガス供給を行っている。各ガス事業者はそれぞれの保安規程に基づき、平常時から災害予防に努めている。

第2款 計画目標

災害による非常事態により、ガスの供給等に支障を生じた場合、速やかに復旧し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程及びガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲に渡り供給停止となり、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、L Pガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

なお、L Pガスの特徴は、次のとおり。

《L Pガスの特徴》

L Pガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

1 防災体制

ガス事業者は、保安規程に基づき定められた「災害に関する保安規程」、「災害対策実施要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

また、災害時における活動体制の強化を図るとともに、マイコンメーター及びセイフティメーターによるガス漏洩防止等の防災システムの強化を図る。

2 施設対策

(1) 製造設備

ア 設備の設置及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備及びガスホルダー等は防火設備、保安電力設備等の整備を推進する。

なお、台風、火災、地震、地盤沈下等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により策定した「災害予防計画」に基づき、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定める。特に、耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

イ 防火管理

事業者は、保安規程に基づき、ガス主任技術者を選任して予防点検を実施する。

(ア) 毎年7月に、危険物設備関係及びガス製造設備関係防火対象物並びに消火設備等を調査し、リスト及び配置図を作成する。

(イ) 建物・工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について、予防点検を実施する。

(2) 導管関係施設

ア 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（整圧器、バルブ、水取器）については、保安規程等に定められた方法で設置し、定期的に巡視、点検、検査の維持管理を実施する。

イ 漏えい調査

ボーリング調査、臭覚調査、橋梁管調査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的実施し、漏えい多発箇所、他社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

ウ 他工事現場の防護

他企業の地下埋設工事等については、「宮崎県地下埋設工事等連絡協議会」において策定した長期計画に基づき、関係機関と密接な連絡調整の下に導管等の防護にあたる。

エ 中圧路線調査

前述漏えい調査以外に、路線パトロール及び月々の特別調査を実施する。

(3) 地下室等の設備

ガス事業法により規定されている特定地下室等における緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報設備の設置及びガス燃焼器とガス栓との適正なる接続については、法定点検時にガス設備安全点検を行う。また、ガス事業者との連絡窓口となる連絡担当者の選任を依頼し、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

(4) 需要家関係施設

ア 各需要家の屋内におけるガス漏えい防止策として、メーター入口手前には、全てにメーターガス栓を取り付ける。また、流量センサー、圧力センサー等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメータの普及を図る。

イ 引込管内径 70mm 以上の需要家、その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界部分に遮断バルブを設置する。

ウ 各需要家の屋内におけるガス漏えい早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

エ 感震遮断装置の設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

3 火災発生対策

L P ガスが漏えいした場合、拡散しにくいため、着火の危険性が高いことが特徴である。局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家庭毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

4 その他の対策

(1) 情報通信手段の確保

万一の通信不能のため、以下の情報通信手段を確保する。

ア 製造所、供給所、事業所との通信を確保するため、移動無線機を配置する。

イ 一般の加入電話不通時にも通話を確保するため、災害時優先電話を設置する。

(2) 資機材の整備及び確保

緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検、整備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）について確保し、定期的に在庫確認を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、ガス事業者及び関連会社を対象とした待機又は非常参集体制に基づく動員を行う。

5 教育訓練計画

(1) 生産部門

ア 教育

製造所では、火災原因、危険物、可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、法令の解説及び作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

イ 訓練

製造所では、次のような災害想定訓練を計画的に実施する。

なお、停電、その他の緊急時にも迅速、的確な措置がとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施する。

(ア) 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

(イ) 総合訓練

県及び地方自治体が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

(ウ) 非常呼び出し名簿の整備

各製造所等の従業員を対象とした非常呼び出し名簿を作成し、随時訓練を実施するとともに、変更した場合はその都度訓練を実施する。

(2) 営業・供給部門

ア 教育

従業員及び関係工事会社従業員に対し、ガス漏えい及び導管及び導管事故等に対する緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図る。

イ 訓練

(ア) 事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期すため、災害を想定し、各事業所単位、又は地方自治体と合同で訓練を実施する。

(イ) 非常招集訓練

各事業所の従業員を対象に、非常招集訓練を実施する。

6 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図る。

(1) 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対し、あらゆる機会をとらえて、ガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

(2) 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、材質、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図る。

第4節 通信施設災害予防対策

第1款 現況

西日本電信電話（株）は、防災業務計画、災害等対策規程に基づき、災害時における具体的措置を

定めている。

第2款 計画目標

西日本電信電話（株）宮崎支店は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

1 災害予防対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む）防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備等について、耐水対策を講じる。

イ 暴風のおそれのある地域に設置されている電気通信設備等について、耐風対策を講じる。

(2) 電気通信システム高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 災害時措置計画

災害時において重要通信の確保を図るため、措置計画を作成し、現行化を図る。

(4) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時疎通状況を管理し、効率的に運用する。

ウ 災害時には設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

2 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において通信を確保するとともに被害を迅速に復旧するため、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

(1) k u - 1 c h（ku帯超小型衛星通信方式）

(2) ポータブル衛星

(3) 可搬形無線機

(4) 非常用交換装置

(5) 非常用伝送装置

(6) 非常用電源装置

(7) 移動電源車及び可搬形発電機

(8) 応急復旧ケーブル

3 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、次に掲げる訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

ア 災害予報及び警報の伝達

- イ 災害における通信疎通確保
 - ウ 各種災害対策用機器の操作
 - エ 電気通信設備等の災害応急復旧
- (2) 訓練の方法
- ア 全社規模における伝達訓練
 - イ 各地方自治体主催の総合防災訓練
 - ウ 他防災機関における総合訓練
- 4 防災に関する防災関係機関との協調
- 防災業務が円滑効率的に行われるよう、平素から防災関係機関と密接な連絡を行う。
- (1) 西日本電信電話（株）宮崎支店との連絡調整
- 西日本電信電話（株）宮崎支店は、町防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。
- (2) ライフライン事業者との協調
- 電力・燃料・水道・輸送等のライフライン事業者と協調し防災対策に努める。
- 具体的には、商用源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送の協力体制を整備しておく。

第3款 通信施設災害応急対策

西日本電信電話（株）は、災害時における電気通信設備の応急対策について「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたることとしている。

- 1 対策本部の設置（外部からの連絡先：NTT宮崎支店回線本部（0985 - 29 - 3940）
- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害対策及び災害復旧対策の活動を速やかに開始する。
- 2 通信の利用の制限
- 災害が発生した際、安否の問合せやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなることもある。
- これは、通話量が通信整備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。
- 3 輻輳緩和対策
- 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの伝言ダイヤルボックスを活用することにより、輻輳緩和を図る。
- 4 利用者に対する協力依頼
- (1) ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話はしばらく控えること
- (2) 地震等で受話器が外れたままになっていると、交換機が麻痺状態になり、かかってきた電話も通話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること
- (3) 電話がかかりにくい場合、続けてすぐにかかけ直す事は避ける。（続けてかけ直すと、なお一層かかりにくくなる。）
- (4) 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かに済ませる。
- 5 復旧対策
- 災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。
- 回線の復旧順位は次の「電気通信サービスの復旧順位」による。

《電気通信サービスの復旧順位》

順位	復 旧 回 線		
第1順位	電話サービス	1 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線 各1回線以上 2 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 3 ZC以下の基幹回線の10%以上	
	総合デジタル通信サービス	1 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については 事業所ごとに1契約回線以上 2 ZC以下の基幹回線の10%以上	
	電報サービス	電報中継回線1回線以上	
	専用サービス	専用サービス	1 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線 各1回線以上 2 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	対地別専用線の10%以上
社内専用線		第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線	
加入電信サービス パケット交換サービス	1 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 2 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数		
第2順位	電話サービス	1 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線 各1回線以上 2 人口1千人当たり公衆電話1個以上	
	総合デジタル通信サービス	重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 なお、システム利用のユーザ回線については事業所ごとに1契約回線以上	
	専用線サービス等	重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上	
	加入電信サービス パケット交換サービス	1 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線 各1回線以上 2 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

(注) その他新規のサービスについては、別途定める

第5節 上水道、下水道施設災害予防計画

第1款 基本方針

町及び水道事業者は、上水道及び下水道施設の耐震性を強化し、震災等災害時の被害を最小限にとどめ、災害発生後速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

そのため、次の方針により地下埋設物に係わる大規模な事故の発生を未然に防止することで二次災害の発生を予防し、もって沿道住民及び歩行者の安全確保に努める。

- 1 地下工事時の災害予防対策としての地下埋設物の現況の把握
- 2 地下埋設物の管理責任・体制の明確化
- 3 災害時に備えた動員・連絡体制・緊急措置方法等の確立
- 4 巡回点検や安全教育、防災訓練等による防災意識の普及徹底

第2款 現況

本町における町管理の上水道施設は、計画給水人口約 21,000 人、1 日配水能力量は 9,000m³に対し、1 日最大配水量は 7,038m³（平成 25 年度）である。給水配管は、ほぼ沖積平野及び谷底平野部に位置し、特に、液状化や崩壊の危険性の高い盛土造成面を横断する箇所等がみられる。

また、町の一部地域では「一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団」により独自の給水体制が取られており、平成 26 年 3 月 31 日現在の計画給水人口は 2,150 人である。

下水道施設については、雨水及び汚水排水を目的とした公共下水道の整備が進んでいる。

第3款 計画目標

- 1 施設の重要度、人口及び将来計画に十分配慮して、施設の防災対策を検討する。
- 2 災害時等における水不足解消のため、計画的な水源の確保を検討する。
- 3 地下埋設物管理体制の確立
 - (1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。
 - (2) 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
 - (3) 供給体制等について施設等の総合的な点検・検討を行い、その結果に基づき、必要な施設等の整備増強を検討する。
 - (4) 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- 4 災害時応急体制の確立
害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
なお、令和 2 年 3 月 31 日現在、非常用飲料水袋 9,000 袋備蓄している。
- 5 管網図の整備、保管
上下水道管路の総合的な管理体制として、上水道及び下水道の管路情報システム（マッピングシステム）の早期整備を実施するとともに、被災箇所附近の管網図の検索体制を整える。
- 6 渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。
- 7 水需要の増大及び配水施設能力の確保に対応するため、浄水場の整備等上水施設能力の増強対策を検討する。
- 8 水資源の保全と確保
 - (1) 将来の水需要の増大に対応していくため、町民や関係者の理解と協力を得ながら、新たな水源の確保に努める。
 - (2) 渇水等の非常時に備えて、自己水源の保全に努める。
 - (3) 水の安定供給を維持するため、老朽化に伴う既設の配水管の更新・修繕を進めるとともに、管

路の維持管理に努める。

- (4) 幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。
- (5) 渇水時の供給体制の充実を図るとともに、深井戸の維持管理を強化し、安定供給に努める。

第6節 道路施設対策

第1款 被害状況の調査及び緊急点検の実施

パトロール及び協力事業所からの情報収集を通じて、町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省、高鍋土木事務所、消防署及び警察署等関係機関と連携し、それぞれの所管する道路、橋梁、施設及び設備等の緊急点検を実施する。また隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

第2款 道路管理者等への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたしている場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。町が管理する道路は、町が応急・復旧対策を行う。自動車の運転者及び地区住民等は、決壊、崩土及び橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに町長又は警察に報告を行う。

第3款 放置車両等

道路の通行に支障を及ぼす路上の放置車両、倒壊物及び落下物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。細部は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第15節 障害物除去計画」による。

第4款 避難道路

避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。

第5款 被災交通安全施設

交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

第6款 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事を迅速に実施する。

1 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- (1) 排土作業、又は盛土作業
- (2) 仮舗装作業
- (3) 障害物の除去

(4) 仮道、栈道及び仮橋等の設置

2 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために、必要な道路から重点的に実施する。

第7款 ライフラインに被害が発生した場合の通報

上下水道、電気、ガス及び電話等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要し、その暇がない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。

第8款 住民への広報

道路、橋梁及び施設等の被害状況や二次災害の危険性、復旧の見込み等の情報を看板・掲示板及び広報車等により広報する。

第9款 二次災害の防止

被害状況等を把握し、障害物の除去、二次災害の防止に努める。

第10款 施設機能の確保

被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

第7節 鉄道施設対策

第1款 町の協力

町は、九州旅客鉄道株式会社が実施する応急対策に対し、人員、資材等の協力を行う。

第2款 九州旅客鉄道株式会社

1 列車の運行

災害発生時における列車の運転規則については、「運転取扱心得」「気象異常時運転規則手続」及び「運転事故並びに災害応急処理基準」に基づき、対処する。

2 事故対策本部等

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧及び救護等については、「災害応急処理準則」及び「宮崎支社鉄道事故及び災害応急処理要領」に基づき、支社に事故対策本部、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

3 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「宮崎支社鉄道事故及び災害応急処理要領」に定める連絡体系

により、連絡施設を有効活用し、正確かつ迅速に行う。

4 応急措置（案内広報等）

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み及び接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

5 応急復旧体制

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画の作成、資材の輸送計画の作成、機材の借り入れ手配及び復旧要因の手配等を行い、速やかな復旧を図る。

6 連絡先

保線区、建築区、電力区、信号通信区及び情報区の所在地及び名称並びに災害時における連絡先は次のとおりである。

宮崎総合鉄道事業部(本所) TEL:0985-51-5987	宮崎工務センター (保線・電力・信号通信)	日豊本線	都農～田野
-----------------------------------	--------------------------	------	-------

第3款 関係機関の協力体制

実施機関のみの人員、資機材が不足する場合は、必要に応じ締結した協定に基づき、関係機関及び関係業者に対し応援を求める。

被害が激甚な場合又は緊急を要する場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

第6章 交通施設等災害

第1節 基本方針

道路は、町内・外における人、物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨格を形成するものである。また、都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要である。道路の持つ防災機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていく。

道路、鉄道の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

第2節 道路整備計画

第1款 現況

町の西部には東九州自動車道の高鍋ICが平成22年に供用開始され、平成28年4月には北九州市から宮崎市までが高速道路で繋がり、本町と全国各地とを結ぶ広域交通のネットワークが構築された。

町道は、1級町道11路線、2級町道19路線、その他町道669路線であり、町内を網目状に走り、地域住民の生活道路としての役割を果たしている。

しかし、全体的に町道は狭隘であり、消火活動困難地域や木造密集、物資輸送等を考慮し、災害対策上の配慮が望まれる。また、災害時の交通途絶に応じた迂回路や、風水害等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）との接続道路の優先整備等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

第2款 計画目標

1 道路整備

道路管理者は、災害が予想される箇所から重点的に施設の整備を行う。

- (1) 道路沿線の土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、のり面防護工等の実施を関係機関も含めて検討する。
- (2) 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架替えや拡幅等を検討する。
- (3) 町内通過交通量の分散・緩和と、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急輸送道路の指定等の事前対策や幅員の確保等を十分検討する。
- (4) 道路の新設、改良にあたっては、歩道整備、街路樹等の幅員・オープンスペースを確保するよう努める。
- (5) 災害時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路等、多重性のある道路ネットワークの整備に努めるとともに、東九州自動車道及び国・県道等の主要幹線道路の建設・整備促進運動への積極的参加を行う。

2 緊急輸送道路

あらかじめ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資する。

本町で選定された緊急輸送道路は次表のとおりであり、これらの道路整備に協力していく。また、町の緊急輸送道路は、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急輸送道路の指定にあわせて相互の連絡性を確保できるようにする。

《緊急輸送道路》

令和2年3月現在

区 分	路線名	備 考
第1次 緊急輸送道路	東九州自動車道 国道10号 高鍋インター線 県道高鍋高岡線 県道石河内高城高鍋線	1 主要な都市間を結ぶ主要な道路 2 関係機関を結ぶ主要な道路
第2次 緊急輸送道路	県道高鍋美々津線 県道宮崎高鍋線	1 第1次緊急輸送道路と市町村を結ぶ道路 2 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路
災害対策拠点 接続道路	県道木城高鍋線 県道杉安高鍋線 町道高月平原線	宮崎道路啓開計画に定める道路

第3節 のり面崩壊防止対策

- 1 危険箇所調査結果に基づき、のり面保護工等の災害防止対策について検討し、危険度の高いものから順に対策を実施する。
- 2 町道、農道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。
- 3 町独自で対策できない危険箇所については、対策工事の早期完成を関係機関に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
- 4 パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、のり面中の浮石等落石のおそれがあるもの、覆いかぶさっているような樹木類の除去等を行う。

第4節 道路施設等の点検・整備計画

第1款 現況

本町の橋梁は、国道10橋、県道22橋、町道119橋がある。町橋は、幅員狭小橋梁について安全・交通の面等から早急に整備する必要がある。

また、道路法改正（平成26年度施行）により、道路管理者は、すべての橋梁・トンネル等について、5年に1回の頻度で近接目視による全数監視を実施することが義務付けられ、本町においても、町道にあるすべての橋梁について順次点検を実施し、その結果をもとに橋梁の補修工事を年次的に進めている。

第2款 計画目標

- 1 道路・橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、道路パトロールを強化する等、道路の維持補修に努める。
- 2 台風・大雨等の異常気象時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所(point)の点検整備に努める。
- 3 交通量の増加、車両の大型化に対応した道路幅員の拡幅や老朽化した橋梁等の架替え等の改良を検討し、住民の安全と交通渋滞緩和を図る。
- 4 台風・大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について、次の改修・改良工事等を検討する。
 - (1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
 - (2) 地盤の軟弱箇所及び湧水を伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
 - (3) 側溝等が持つ災害防止機能が有効に発揮されるよう、土砂・塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を行う。

第5節 鉄道施設

第1款 現況

本町の東部には、JR日豊本線が南北に縦断しており、JR高鍋駅においては、駅に特急が停車することや、町内に国・県等の出先機関や文教施設が多いこともあり、多数の乗降客が利用している。そのため、災害発生時に人的被害が集中する施設となる可能性が高い。

第2款 計画目標

- 1 施設、設備の防災性確保
鉄道施設については、JR九州において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づき、施設の管理、維持改良に努める。
また、駅舎については改築を推進する。
- 2 防災訓練
災害時に適切な対応がとれるよう、鉄道事業者と連携して、様々な場合を想定した防災訓練の実施を促進する。
- 3 町の協力体制の確立
鉄道事業者のとのる応急対策に対し、人員、資機材等が不足する場合は、必要に応じて、協力体制が図れるよう事前の組織体制及び連絡体制の確立に努める。
- 4 連絡体制
鉄道施設の被害状況の把握、要請による災害対応の協力、連携が円滑に行えるよう連絡体制等確立に努める。

調整用空白ページ